

特 定 退 職 金 共 済 制 度

〈新企業年金保険〉

ご加入のおすすめ



制度発足日 昭和49年8月1日

福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 (コラッセふくしま9階)

TEL 024-525-3411 Fax 024-525-3413

特定退職金共済制度とは

法令に基づく退職金制度です

- ☞ 所得税法施行令第73条に定められた退職金制度として、国の承認を得て運営されています。
- ☞ 事業主が負担する掛金は、全額損金または必要経費扱いとなります。しかも、従業員の給与所得にもなりません。(法人税法施行令135条、所得税法施行令第64条)
- ☞ 「賃金の支払いの確保等に関する法律」(昭和51年5月27日法律第34号)による退職金支払いのための保全措置にかなった制度です。
- ☞ 中小企業退職金共済制度との重複加入もできます。ただし、他の特定退職金制度との重複加入はできません。

事業の発展に寄与します

- ☞ 退職金支払い資金の計画的準備ができ、資金負担が平準化されるとともに退職金制度が確立できます。
- ☞ 退職金制度の確立により、有能な人材の確保と従業員の定着率の向上が図れ、事業の発展に寄与します。

制度の内容

掛 金 全額事業主負担です。(従業員が負担することはできません。)

掛金月額 1口1,000円とし、1人30口(30,000円)まで加入できます。

口数の増加 申出により1人30口まで加入口数を増やすことができます。

給付金 受取人は加入従業員(被共済者)です。(事業主が受け取ることはできません。)

退職一時金 加入従業員が退職し、一時金での支給を希望する場合は、退職一時金をお支払いします。

退職年金 加入10年以上で加入従業員が退職し、年金での支給を希望する場合は、退職年金を支払います。年金は本人の生死にかかわらず、10年間お支払いします。

死亡退職一時金 加入従業員が死亡により退職した場合は、退職一時金額に加入口数1口につき10,000円を加算した額を遺族一時金としてお支払いします。
遺族とは退職金共済規程第11条に定める遺族補償の順位によるものとします。

給 付 額 試 算 表

給付額試算表（10口-月掛10,000円の場合）

加入 年数	退 職 一 時 金	基本年金月額
1年	約 115,900 円	約 — 円
2	233,200	—
3	351,800	—
4	471,700	—
5	592,900	—
6	715,600	—
7	839,600	—
8	965,000	—
9	1,091,900	—
10	1,220,200	(10,800)
11	1,350,000	(11,900)
12	1,481,200	(13,100)
13	1,614,000	(14,300)
14	1,748,200	(15,500)
15	1,884,000	(16,700)
16	2,021,400	(17,900)
17	2,160,400	(19,100)
18	2,300,900	20,400
19	2,443,100	21,600
20	2,587,000	22,900

1. 給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

(1) 18,336口を常に維持していること。

(2) 被 共済者全員の保険料が毎入金応当日に入金されたものであること。

(3) 給付額試算表の給付額はAIGエッジ生命保険株式会社の予定利率（平成16年2月1日現在）に基づき計算しております。なお、予定利率につきましては、試算の前提として用いたもので、確定値ではありません。

2. 記載の給付額試算表には、配当金を加算しておりません。

3. 年金月額は現時点の予定利率（平成16年2月1日現在）に基づき計算しています。実際には年金移行時に算出される年金月額となりますので必ずしもこの数値にはなりません。

4. 上表にかかわらず年金月額が2万円未満のときは一時金支給となります。（ ）内が該当します。

5. 年金は年4回2月、5月、8月、11月に前月までの未払い分をまとめてお支払いします。

6. 本契約の引受会社は、東邦生命保険相互会社でございました。

東邦生命の引受割合分は、平成12年3月1日をもってAIGエッジ生命保険株式会社に移転されております。

解約の場合、一定の期間内は支払額が減額されることになっております。

制度の取扱い.....

契約できる 事業主	福島県の商工会地区内に事業所を有する事業主であれば、従業員を加入させることができます。
加入 について	当制度に従業員を加入させるのは任意ですが、加入させる場合は全従業員を加入させなければなりません。(任意包括加入) 加入できる方 福島県の商工会地区内に事業所を有する事業主に雇用されている15歳以上65歳以下の従業員の方。 加入できない方 事業主および事業主と生計を一にする親族法人の役員(使用人兼務役員を除く) 加入しなくても 期間を定めて雇われている方、季節的な仕事のために雇われて差し支えない方 いる方、試用期間中の方、非常勤の方、パートタイマーのように労働時間の特に短い方、休職期間中の方 加入従業員に対して、「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。
加入・増口	毎月15日までに各商工会に申込書をご提出下さい。 毎月15日までに申込のあった分について翌月1日加入となります。
掛金の払込	毎月27日に契約者指定口座から自動振替により行ないます。 掛金取扱金融機関 福島県内の全銀行(本・支店) 福島県内の全信用金庫(本・支店) 福島県商工信用組合(本・支店)
掛金 について	掛金は月払・口数制とし、全額事業主負担とします。 1人当り月額1,000円を1口として1口以上30口まで加入できます。 なお、掛金には一口当たり25円の制度運営費が含まれています。
給付金 について	給付金の受取人は加入従業員(被共済者)とし、商工会連合会から受取人口座に直接送金します。やむをえず契約を解約する場合でも、解約手当金(退職一時金と同額)の受取人が加入従業員(被共済者)となります。給付金の請求に際しては、商工会連合会備付けの書類によりご請求ください。
税法上の 取扱い	保 険 料 …… 事業主が負担した保険料(掛金から1口当たり制度運営費25円を引いた分)は全額損金または必要経費扱いとなります。 また、加入従業員の給与所得にもなりません。 (法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条) 退職一時金 …… 退職所得となります。(所得税法第30条、第31条) 退職年金 …… 公的年金等に係る雑所得となり、公的年金等控除が受けられます。 (所得税法第35条) 遺族一時金 …… 相続税の対象となりますが、500万円×法定相続人数までは非課税です。(相続税法第3条、第12条) 解約手当金 …… 一時所得扱いとなります。(所得税法施行令第76条)

申込およびお問い合わせ先

最寄りの商工会へ

当制度は福島県商工会連合会が下記生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営します。
また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

引受会社

AIGエジソン生命保険株式会社

(お取扱店：東北エイジェンシー総支社 福島営業所 TEL024-523-1328)

重要事項のお知らせ

- ※保険会社は保険料および積立金から所定の割合で手数料を徴収します。
- ※ご加入されてからの一定期間は、積立金額が払込された保険料(掛金から制度運営費を除いたもの)の総額を下回ります。
- ※ご解約の場合は、一定の期間、早期解約控除制度の適用により、支払額が減額されます。
- ※引受保険会社の経営が破綻した場合には、積立金等が削減される場合があります。